

(その1)

# 収支報告書 (令和 5 年分)

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	_____
公職の種類	( 現職 ・ 候補者等 )

※2 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

- (ふりがな) (にほんせいしやんとうちほうじんいんぽうちくいんかい)
- 1 政治団体の名称 日本共産党千葉県印旛地区委員会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県佐倉市鍋木町487-5
- 3 代表者の氏名 鴨志田 安代
- 4 会計責任者の氏名 鈴木 幸子

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 有	※以下は指定「有」の場合のみ記入
公職の種類	_____ ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

※1 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

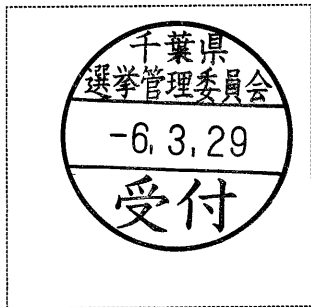
※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

問合せ先

(担当者) 佐田 千鶴

(電話) 043-485-9610



1158620  
3/29

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
5			4		



# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	29	580	350	0
① (前年からの繰越額) .....	6	115	108	0
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	23	465	242	0
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....	24	228	064	0
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1)-(2) ) .....	5	352	286	0

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A .....	2	800	524	0
員 数 .....			5670	

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	8	011	775	0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	8	011	775	0	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあつせんによるもの ]					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	8	011	775	0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1	119	958	23. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	265	169	23. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	050	673	23. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	139	569	23. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	027	050	23. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	028	706	23. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	073	281	23. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	014	812	23. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	011	971	23. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			955	851	23. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	005	066	23. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			960	837	23. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計		12	652	943			
合 計	F	12	652	943			

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
木崎 俊行			300	000		佐倉市ユ-カリヶ丘 1-27-10	市議会議員	
(内訳)			200	000	5.7.5			
			100	000	5.12.18			
石井 昇			296	259		佐倉市江原台 1-22-4	市議会議員	
(内訳)			61	499	5.6.23			
			234	760	5.12.11			
阿部 百合子			503	000		四街道市旭ヶ丘 3-15-13	市議会議員	
(内訳)			373	000	5.6.26			
			130	000	5.12.16			
この頁の小計			1099	259				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
本田 良			514	863		四街道市みどり3-3-20	市議会議員	
(内訳)			12	000	5.2.15			
			372	863	5.6.27			
			130	000	5.12.16			
丸山 ゆき子			334	000		八街市八街3111-374	市議会議員	
(内訳)			200	000	5.12.19			
			134	000	5.12.26			
地福 美枝子			265	703		印旛郡酒々井町東酒々井2-2-30	町議会議員	
(内訳)			238	303	5.7.4			
			27	400	5.12.20			
この頁の小計			1114	566				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
山田 喜代子			193	000		印西市原山1-3-2-302	市議会議員	
(内訳)			93	000	5.7.15			
			100	000	5.12.10			
市原 正樹			25	200	5.12.27	佐倉市藤治台 7-6	無職	
小川 一雄			57	400	5.12.20	佐倉市城 204-298	会社員	
北原 勝			41	200	5.12.27	佐倉市大崎台 4-26-24	会社員	
飯高 利惣治			20	400	5.12.25	佐倉市高崎 485	無職	
杉山 ふく子			12	350	5.12.25	佐倉市大崎台 2-15-10	自営業	
この頁の小計			349	550				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
斎藤 和			8440		5.12.25	佐倉市上代 145	無職	
今関 サチ子			20000		5.12.27	佐倉市藤治台 32-4	無職	
高柳 重雄			10000		5.12.25	佐倉市六崎 1018-3	自営業	
高石 正二			37600		5.12.23	佐倉市長熊 392	無職	
高石 仁子			10000		5.12.27	佐倉市長熊 392	無職	
松原 和江			36000		5.12.25	佐倉市大蛇町 503-5	無職	
栗山 由利子			5000		5.12.10	佐倉市宮前 1-14-18	無職	
この頁の小計			127040					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
樽林 勝志			64	200	5.12.25	佐倉市上志津1766-43	無職	
田中 敬子			59	000	5.12.25	佐倉市上志津1600	無職	
時崎 賢治			150	000		佐倉市上志津1769-39	税理士	
(内訳)			50	000	5.2.4			
			50	000	5.7.29			
			50	000	5.12.20			
増澤 誠一			51	200	5.12.25	佐倉市宮台3-18-2	無職	
中河 悠子			51	600	5.12.25	佐倉市上座411-100	会社員	
井原 雅子			29	000	5.12.29	佐倉市本町68	団体職員	
この頁の小計			405	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
高野 秀純			20	000	5,12,25	四街道市千代田5-10-3	無職	
高野 明子			19	800	5,12,25	四街道市千代田5-10-3	無職	
田口 孝吉			50	000	5,12,25	四街道市栗山1000-126	無職	
山田 真希夫			14	180	5,12,15	四街道市大日521-16	無職	
山田 美枝子			13	600	5,12,15	四街道市大日521-16	無職	
金子 泰夫			7	000	5,8,9	四街道市大日470-16	無職	
金子 雅枝			22	400	5,12,15	四街道市大日470-16	無職	
この頁の小計			146	980				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
伊原 奈津子			30	000	5.12.25	八街市八街は 37-49	翻訳業	
庄司 政樹			38	000	5.12.8	八街市文違 297-51	自営業	
中井 節子			41	000	5.12.28	八街市八街ほ 208	会社員	
佐藤 安雄			32	000	5.12.28	八街市八街に 124-167	団体職員	
宇都 幸雄			15	000	5.7.1	八街市大関 92-17	無職	
京増 富夫			46	000	5.12.28	八街市八街ほ 210-47	無職	
大久 重雄			5	423	5.8.17	八街市八街ほ 996-12	無職	
この頁の小計			207	423				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
松原 清子			13 600		5.12.28	八街市文達 131-62	アルバイト	
脇山 榎			5 000		5.11.26	八街市朝日 415-35	会社員	
京増 藤江			341 164			八街市八街ほ 210-47	無職	
(内訳)			327 164		5.6.28			
			14 000		5.12.28			
佐藤 和子			41 000		5.12.28	八街市八街1 124-167	無職	
藤橋 政治			31 000		5.12.11	印旛郡酒々井町中央台2丁目 20-12	無職	
井上 敬一			20 000		5.12.25	印旛郡酒々井町東酒々井6丁目 4-503	無職	
この頁の小計			451 764					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
河島 芳男			10 000	5.11.1	印旛郡酒々井町中央1丁目18-3	無職	
谷ヶ崎 和子			28 000	5.12.21	富里市日吉台3-7-1	無職	
井上 久			9 000	5.11.22	富里市日吉台3-40-12	無職	
武蔵 寿子			11 000	5.12.21	富里市日吉台4-13-26	無職	
阪井 英敏			2 000	5.11.22	富里市日吉台3-7-14	無職	
宇寿山 正史			5 000	5.11.22	富里市日吉台4-20-16	無職	
池嶋 栄二			10 000	5.11.22	富里市日吉台4-3-2-1-207	無職	
この頁の小計			75 000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
清水 レイ子			5000	5.12.21	富里市中沢 359-69	無職	
篠崎 ひろ子			5000	5.12.21	富里市日吉倉 1308	無職	
飯村 初男			10000	5.12.21	富里市日吉台 3-9-3	無職	
田場 和枝			7000	5.12.21	富里市日吉台 4-12-11	無職	
柏崎 末人			10000	5.7.24	富里市日吉台 1-23-16	無職	
大石 武夫			33200		白井市清水口 1-5-6-1	無職	
(内訳)			16800	5.8.5			
			10400	5.12.19			
			6000	5.12.25			
この頁の小計			70200				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
伊藤 広子			19	200	5.12.19	白井市清水口3-27-5	無職	
池川 和子			53	200		白井市清水口2-1-14-101	無職	
(内訳)			18	600	5.8.25			
			21	600	5.6.29			
			13	000	5.11.24			
松永 強一			42	120		白井市けやき台1-2-1-807	無職	
(内訳)			26	400	5.6.29			
			15	720	5.12.19			
鳥飼 博志			55	200	5.6.29	白井市清水口2-4-1-205	無職	
(内訳)			27	600	5.6.29			
			27	600	5.12.19			
この頁の小計			169	720				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
関口 三郎			32	200		白井市大山口2-10-3-203	無職	
(内訳)			21	600	5.7.5			
			10	600	5.11.24			
牧野 喜英			21	800	5.12.15	白井市清水口1-2-3	自営業	
谷口 晴夫			10	000	5.12.19	白井市清水口2-4-4-206	無職	
鈴木 行雄			8	000	5.12.1	白井市清水口2-1-21-618	無職	
松永 静子			20	000	5.11.11	白井市けやき台1-2-1-807	団体職員	
横山 英和			20	000	5.11.25	白井市大山口1-14-4	無職	
この頁の小計			112	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
福島 義明			13000		5.6.1	白井市大松1-27-3	無職	
佐藤 義人			21000		5.12.19	白井市けやき台2-6-2-201	無職	
手塚 春雄			34800			白井市清水口3-35-6	無職	
(内訳)			18000		5.7.8			
			16800		5.12.19			
戸谷 美恵子			19200		5.11.24	白井市清水口2-1-13-503	無職	
伊藤 弘			28000		5.12.25	印西市大森4450-149	無職	
出縄 光二			27000		5.12.25	印西市木刈4-17-1	無職	
この頁の小計			143000					
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
船橋 雄二			3 000		5.11.27	印西市木刈1-1-7-105	無職	
大友 和子			10 000			印西市高花6-18-6	無職	
(内訳)			5 000		5.6.29			
			5 000		5.12.21			
桜井 さだ子			34 000			印旛郡栄町北434	会社員	
(内訳)			10 000		5.6.30			
			24 000		5.12.25			
桜井 規喜			34 000			印旛郡栄町北434	会社員	
(内訳)			10 000		5.6.30			
			24 000		5.12.25			
この頁の小計			81 000					
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
宮内 一徳			10	000	5.11.30	印旛郡栄町竜角寺台4-32-2	無職	
間嶋 博			50	840		白井市堀込2-1-5-704	無職	
(内訳)			20	000	5.3.28			
			30	840	5.12.25			
この頁の小計			60	840				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
池田 誠治			12 000		5.12.25	白井市 富士 291-70	会社員	
斎藤 昭夫			11 000		5.12.25	白井市 笹塚 2-5-1-1119	無職	
山岸 秀え			32 400		5.12.25	白井市 堀込 3-17-15	無職	
山田 洋			3 600		5.12.25	白井市 大山口 2-4-11-204	無職	
上坂 春江			6 000		5.12.25	白井市 笹塚 3-5-2	無職	
藤森 義昭			12 000		5.12.25	白井市 池の上 3-8-7	無職	
薄井 様子			100 000		5.12.25	白井市 根 392-33	団体職員	
この頁の小計			177 000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
河野 泉			20 000		5.12.25	船橋市西習志野 1-25-8	無職	
佐藤 和子			14 070		5.3.27	白井市堀込 1-7-18-701	無職	
加瀬 和成			20 000		5.5.10	船橋市丸山 3-45-5	建設業	
石井 ゆう子			10 000		5.6.30	白井市南山 1-10-3-508	団体職員	
石川 良子			5 000		5.12.25	白井市堀込 2-1-1-202	団体職員	
大原 れい子			10 000		5.14.11	東京都港区芝 3-42-12	団体職員	
高橋 孝			5 000		5.4.11	市原市青葉台 3-15-9	団体職員	
この頁の小計			84 070					
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
高橋 えみ子			14070		5.12.25	埼玉県春日部市西金野井1140-14	無職	
この頁の小計			14070					
その他の寄附			3123293					→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			8011775					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		3	182	289					
	(2) 光 熱 水 費			452	737					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		1	664	520					
	(4) 事 務 所 費		8	566	853					
	小 計 ((1)~(4))		13	866	399					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		5	468	835					
	(2) 選 挙 関 係 費				0					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			276	855					
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費				0					
	イ 宣伝事業費			276	855					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費			165	554					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金		4	450	421		4	450	421	
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
	小 計 ((1)~(6))		10	366	665					うち本部・支部間の交付金合計 4,450,421円
	合 計		24	228	064					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (配達集金援助金)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出		5468	835					
合計		5468	835					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (ビラ等作製費)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
ハンク代・マスター代	十億 百万 千 円 55 014	2023.4.15	株式会社ファースト	東京都江戸川区一之江8-17-7				
この頁の小計	55 014							
その他の支出	22 1841							
合計	276 855							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (書籍購入費)	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費			<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				165,554				
合計				165,554				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円						
納付金			502	333	23. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			308	122	23. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			357	187	23. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			235	680	23. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			281	826	23. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			359	968	23. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			392	606	23. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			332	667	23. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			251	818	23. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			256	969	23. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			246	048	23. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
納付金			925	197	23. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15			
この頁の小計			4,450	421						
その他の支出										
合計			4,450	421						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			502,	333	23. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			308,	122	23. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			357,	187	23. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			235,	680	23. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			281,	826	23. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			359,	968	23. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			392,	606	23. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			332,	667	23. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			251,	818	23. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			256,	969	23. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			246,	048	23. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			925,	197	23. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計			4,	450,421				
合 計			4,	450,421				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考				
		<input checked="" type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産			<input type="checkbox"/> オ 預金等	<input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> キ 有価証券	<input type="checkbox"/> ク 出資
摘要	金額										
	十億	百万	千	円							
佐倉市錦木町 487-5		13	600	000	2000,10,29	211,89m <sup>2</sup>					
この頁の小計		13	600	000							
合 計		13	600	000							

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> エ 動産	<input type="checkbox"/> キ 有価証券	<input type="checkbox"/> コ 敷金		
		<input checked="" type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> オ 預金等	<input type="checkbox"/> ク 出資	<input type="checkbox"/> サ 施設利用権等		
		<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> カ 金銭信託	<input type="checkbox"/> ケ 貸付金	<input type="checkbox"/> シ 借入金		
摘要	金額				年月日	備考	
	十億	百万	千	円			
佐倉市鍛冶町 487-5		6	500	000	H13.1.1	119m <sup>2</sup>	
この頁の小計		6	500	000			
合 計		6	500	000			

注意(1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 29 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県印旛地区委員会

会計責任者の氏名 鈴木幸子



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要